

【部会設置委員構成について】

・協議会の中におきまして、部会委員構成について、八谷委員と里見委員よりご質問がありました障がい児および障がい者の分け方ですが、以下のように回答をさせていただきます。

《質問内容》

（八谷委員）歯科医師会は障がい児、障がい者と成人期、子ども期と別の委員会になっています。専門性としてはどうなりますか。

（里見委員）障がい者の方々の中にも自立して生活ができています方、介助が必要な方といらっしゃると思います。そこをどう分けるのでしょうか。

《回答》

部会の分野別としては、年齢で区切って構成していきたいと考えております。したがって、今回、提案させていただきました委員構成で実施していきます。

しかしながら、八谷委員が言われていたように、障がい者と成人と専門の先生が違うということでもありますので、成人期の方には、歯科医師会から2名の選出をお願いするように検討してまいりたいと思います。

このことにつきましては、後日、改めて各団体に推薦のお願いをおこなう際に、選出人数を記載してお願いするようにいたします。

また、部会の委員につきましては、協議会委員でも可能ですが、必ずしも協議会の委員でなくてはならないという訳ではありません。